

東京国際交流館 入居募集要項（外国人留学生・大学推薦方式）
（平成 26 年度 第 2 回随時募集）

1. 設置目的：

東京国際交流館（以下、「交流館」という。）は、次代を担う世界各国・地域からの外国人留学生、日本人学生及び国内外の研究者に、質の高い生活空間を提供するとともに、国際交流事業を積極的に展開し、交流空間を提供することにより、21 世紀の知的国際交流の拠点になるべく、設置されました。

2. 募集対象：

次の（１）から（３）の条件をすべて満たす者

（１）平成 26 年 9 月 5 日（金曜日）から平成 26 年 10 月 31 日（金曜日）までの間に入居できる者

（２）平成 27 年 3 月 25 日（水曜日）までに退去できる者

（３）次に挙げる交流館の入居資格を備えている者

※休学中の者または入居後に休学する者は入居できません。

【外国人留学生】

①大学院正規課程に在籍する（正規課程入学を念頭において修学している研究生を含む。）優秀な外国人留学生で、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年 10 月 4 日政令第 319 号）別表第 1 の 4 の表に定める在留資格「留学」を有し、交流館から通学が可能な者。

ただし、入居開始時に上記の条件を満たす見込みがあり、在籍予定大学においてその証明かつ推薦が可能な者は、申請可能とします。（在籍開始の 30 日前から入居可）

②大学が実施する大学院レベルの学生受入れプログラム（インターンシップを含む。）に参加し、教育を受ける外国人学生（「留学」の在留資格を有しない者を含む。原則として、入居期間が 30 日以上ある者）で、交流館から通学が可能な者。

3. 募集居室：

単身用 A 棟、単身用 B 棟、夫婦用 C 棟、家族用 D 棟

（１）単身用 A 棟及び B 棟は、申請者のみが入居できます。

（２）夫婦用 C 棟は、申請者とその配偶者のみが入居でき、その他の親族は入居できません。ただし、入居申請後（申請書を受理した以降）に出生した子どもについては同居を認めます。

（３）家族用 D 棟は、申請者とその配偶者及びその子どものみが入居でき、その他の親族は入居できません。

（４）夫婦用 C 棟及び家族用 D 棟の入居は配偶者も常時入居できる者に限ります。

（５）いずれの居室も許可された者以外（親族、友人等）は宿泊することはできません。

（６）募集居室（空室状況等を含む）について確認したい場合は、大学の担当者から電話でお問い合わせください。

(7) 本機構のホームページでも募集居室数について掲載する予定です。

4. 入居申請手順・提出書類一覧：

一人が複数の申請（同居人名義によるものも含む）や複数居室の希望を出すことはできません。

大学及び研究機関において入居者募集を行い、十分審査のうえ次の提出書類一覧のとおり提出してください。

提出書類一覧

- (1) 入居申請書（別紙様式1）
- (2) 入居推薦書（別紙様式2）※大学の推薦担当部局にて作成、申請者毎に必要
- (3) 東京国際交流館における交流活動実施・参加計画書（別紙様式3）
- (4) 申請者の大学の在籍期間が証明できる書類等（期間が記されている学生証、身分証、入学許可、採用通知等）の写し
- (5) 【外国人】旅券の写し（同居人も含む。顔写真のページと査証（日本国査証がある場合）のページを各1部）
- (6) 【外国人で新規渡日でない者】外国人登録証明書または在留カードの写し（表裏両面をコピー。申請者・同居人とも必要）
- (7) 【外国人】上陸許可日（渡日年月日）のわかる書類の写し（申請者のみ）
例：パスポート上陸許可のページ、外国人登録証明書、在留カード（許可の種類が「上陸許可」のもの）
- (8) 【同居人】申請者との続柄がわかる書類の写し
（戸籍謄本、住民票の場合は申請前3か月以内に発行されたもの）
※書類が英語以外の外国語の場合は、申請者本人が署名または捺印した翻訳文（日本語または英語）を作成し、大学の当館入居募集・推薦担当者が確認の署名、捺印をしてください。
- (9) 入居申請者情報入力表 ※交流館担当宛てにメール（tiiec@jasso.go.jp）で提出
（添付資料「入力表パスワード付与の方法」参照）

5. 応募締め切り：

応募書類の提出期限は、毎月第一、第三火曜日交流館必着、入居開始希望日が締切日の1か月後～2か月後までを受け付けます。（締め切りと入居期間は本機構ホームページに掲載します。）

なお、初回の締め切りは、平成26年8月5日（火曜日）とします。

提出先は「12. 関係書類の提出先及び照会先」にてご確認ください。

6. 選考方法及び結果通知：

交流館において書類選考を行い、結果は推薦大学に対し、翌々週金曜日までに文書をもって通知します。

- (1) 交流館が実施する各種交流イベント等へ積極的に参加できる者を優先します。

- (2) 渡日1年以内の申請者を優先します。
- (3) 入居実績の少ない国・地域の申請者を優先する場合があります。
- (4) 入居実績の少ない大学の申請者を優先する場合があります。
- (5) 入居可能期間の長い者を優先する場合があります。
- (6) 推薦大学における日本人学生RA（レジデント・アシスタント）の入居人数状況も考慮する場合があります。

7. 入居条件:

(1) 入居期間について

入居できる期間は、平成27年3月25日までとします。（交流館で実施する各種交流イベントに数多く参加できるよう、原則として平成27年3月まで入居できる者。）

(2) 館費等について

①館費

ア 外国人留学生

単身棟A棟／月額 35,000円

単身棟B棟／月額 45,000円

夫婦用C棟／月額 65,000円

家族用D棟／月額 75,000円

ただし、許可した入居期間の初日が月の途中、または月の途中において退去する場合の当該月の館費は、館費の日割額（館費の月額を30で除して得た額）に、その月の許可した入居期間（入居許可日及び退去日を含む。）を乗じて得た額とします。

毎月の館費の支払いは、原則として銀行引き落としとなります。

②入館費

館費の1か月分（入館に際して徴収し、返金しません。）

許可した入居期間の初日から30日以内に支払いがない場合、退去していただきます。

③その他

光熱水料及び電話料金は全て実費相当額。

館費、入館費等は、事前に通知を行ったうえで改定する場合があります。

(3) 同居人の入居時期について（夫婦用C棟及び家族用D棟のみ）

同居人については、申請者と同時入居としますが、何らかのやむを得ない理由で同時に入居できない場合は、事前に申告があった場合に限り、概ね1か月まで遅延を認める場合があります（ただし、この場合も入居期間は入居許可証に記載されたとおりとし、変更することはありません）。なお、申告があった日までに入居できない場合は、申請者を含めて入居資格を失います。

8. 申請時の注意事項:

- (1) 提出書類は漏れなく記載し不足なく準備するとともに、申請書の記載内容が添付資料の記載と相違ないか、必ず照合を行ってください。誤記があった場合は申請者本人または大学にて訂正したうえで提出してください。（「入居申請書」と「入居申請者情報入力表」に相違がある場合は「入居申請書」の記載を正式なものとし、みなします。）

なお、入居後に虚偽の申請が判明した場合は退去処分としますので、十分注意してください。

(2) 館費、光熱水料及び電話の基本料金は許可した入居期間の初日から発生します。入居許可後に入居期間の変更はできません。(実際に入居した日が入居許可期間の初日以降になる場合でも館費は入居許可期間の初日から発生します。)

(3) 交流館の設置目的を鑑み、以下の点に注意し、推薦してください。

- ①交流館が実施する各種交流イベント等へ積極的に参加できる者を推薦してください。
- ②渡日後1年以内の者を優先して推薦してください。
- ③特定の国・地域の出身者に偏ることなく幅広い国・地域の者を推薦してください。
- ④入居予定期間が長い者を推薦してください。

(4) 入居期間は在籍期間を超えて希望することはできませんので、入居期間の最終日は在籍期間終了日以内になるよう設定してください。

(5) 夫婦用C棟及び家族用D棟には専用駐車場がありますが、数に限りがあり、入居後に申請を受け付け、調整しています。既に乗用車をお持ちの方でも、入居後すぐに使用できるとは限りませんのでご注意ください。

なお、駐車場は、夫婦用C棟、家族用D棟入居者用のため、単身棟入居者は原則使用できませんが、空きがあれば入居後に相談に応じます。

平成26年4月以降の駐車場の月額料金は以下のとおりです。

外国人留学生／月額 4,320円 日本人学生／月額 6,480円

(6) 平成26年4月現在、交流館が通学・通園範囲となっている公立の小中学校、幼稚園及び認可保育所は次のとおりです。

【中 学 校】江東区立有明中学校

【小 学 校】江東区立東雲小学校/江東区立有明小学校

【幼 稚 園】江東区立ひばり幼稚園

【認可保育所】認可保育所については江東区のホームページでご確認ください。

なお、江東区では認可保育所の待機児童が多いため、入所が困難な状況が続いています。すぐに入所できるとは限りませんので、同居人に乳幼児がいる申請者を推薦する際は予め申請者にお伝えおきください。

(7) 申請に当たっては、申請者に対して東京国際交流館の生活ガイド(案内と規則)等の内容を前もって知らせ、入居許可を受けた場合、規則等を遵守することができる者を推薦してください。

(8) 本機構で行っていた交流館から各学校、幼稚園、保育園等への送迎バスについては平成26年3月をもって廃止することとなりました。通学・通園については、各自で対応をすることになりますので、ご注意ください。

9. 館内で実施される国際交流事業：

東京国際交流館では年間を通して、さまざまな国際交流事業を行っています。詳しい内容については、(資料4)「平成25年度東京国際交流館において実施した交流事業等」をご参照ください。

10. 添付書類：

- (1) 入居申請書（別紙様式1）
- (2) 入居推薦書（別紙様式2）
- (3) 東京国際交流館における交流活動実施・参加計画書（別紙様式3）
- (4) (資料1) 東京国際交流館の居室概要について
- (5) (資料2) 居室レイアウト（各棟標準タイプ）
- (6) (資料3) 平成25年度東京国際交流館において実施した交流事業等
- (7) (その他資料) 入居に関するQ&A
- (8) (その他資料) 入居許可後の諸手続き
- (9) (その他資料) 入居申請の流れ
- (10) (その他資料) 入力表パスワード付与の方法
- (11) 入居申請者情報入力表

11. その他：

- (1) 関係書類に記載された個人情報、独立行政法人日本学生支援機構及び公益財団法人日本国際教育支援協会（東京国際交流館の管理・運営業務受託者）が当館の管理・運営を行うためにのみ使用し、法律上の要請があった場合を除き、その他の目的には使用しません。
- (2) 選考結果の如何に関わらず、提出された申請書類は返却しません。
- (3) 入居希望者のモデルルームの見学は事前予約制で、毎週水曜日（祝日を除く。）の14時に行っております。大学の担当者が見学を希望される場合は随時相談に応じます。ただし、土曜、日曜及び祝日を除く10時から16時の間の見学に限ります。
- (4) 平成25年度まで行っていた寝具リースサービスについては、機構独自のサービスとしては終了していますが、東京国際交流館の管理・運営業務受託者により、サービスを行っています。詳細については、入居許可者に通知します。
- (5) 入居者へのサービスについて、内容を変更する場合があります。
- (6) この募集要項および関係書類についてホームページにも掲載しています。
入居者募集のご案内 <http://www.jasso.go.jp/tiec/bosyu.html>

12. 関係書類の提出先及び照会先：

〒135-8630

東京都江東区青海2-2-1 国際研究交流大学村内

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）

留学生事業部留学生事業計画課留学生宿舍管理室 東京国際交流館担当

電話 03-5520-6033

ファクシミリ 03-5520-6034

E-mail tiec@jasso.go.jp